

**基本設計業務委託特記仕様書**  
**【スポーツクライミング競技仮設クライミングウォール等】**

**I 業務概要****1. 委託業務名**

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）スポーツクライミング競技仮設クライミングウォール等基本設計業務委託

**2. 計画概要**

## (1) 競技会場

名古屋市国際展示場[ポートメッセなごや]

## (2) 所在地

名古屋市港区金城ふ頭 3 丁目地内

**3. 契約期間**

契約締結日から 2024 年 11 月 8 日（金）まで

**4. 設計概要**

下記、仮設クライミングウォールに係る基本設計一式

種類	大きさ	数量
ボルダーウォール	高さ 5m × 幅 30m 程度	1
リードウォール	高さ 15m × 幅 12m 程度	1
スピードウォール	高さ 16m × 幅 18m 程度	1
ウォーミングアップウォール	高さ 5m × 幅 30m 程度	1
練習用ボルダーウォール	高さ 5m × 幅 20m 程度	1
練習用リードウォール	高さ 15m × 幅 6m 程度	1
練習用スピードウォール	高さ 16m × 幅 6m 程度	1

**5. 委託の概要**

第 20 回アジア競技大会（以下「大会」という）開催時、競技会場に必要な仮設クライミングウォール等（ステージ、スロープを含む）の設置及び撤去・復旧に係る基本設計を行う。

**II 業務仕様**

基本設計業務委託特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

**1. 特記仕様書の適用**

特記仕様書に記載された特記事項の中で  印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

**2. 建築士事務所の要件**

建築士法第 23 条の 6 による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。

**3. 管理技術者の資格要件**

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士（建築士法第 22 条の 2 による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）

**4. 電子納品**

本業務は電子納品の対象とする。

**5. 設計業務**

## (1) 業務内容

一般業務は平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一 基本設計に関する標準業務及び追加業

務については、次による。

項目	業務内容	
1) 設計条件等の整理	i 条件整理	組織委員会が提示する様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。なお、業務内容には次の事項を含む。 (ア) 大会開催時の仮設クライミングウォール等の設置及び撤去・復旧に関する条件の整理を行う。 (イ) 定例会議等において、組織委員会関係課からヒアリングを行いその条件整理を行う。 (ウ) 競技規則に基づく施設基準について、競技団体(IF、AF、NF、PF)からの指示があった場合、その条件整理を行う。
	ii 設計条件の変更等の場合の協議	監督員が提示する要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合は、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i 法令上の諸条件の調査	建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	ii 法令に係る関係機関との打合せ	建築基準法、消防法等について必要な事項の打合せを行う。
3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		大会開催時に必要な設備（ウォールに取り付ける計時計測器・オートビレイ等の競技備品等）の設置位置を立案して、組織委員会関係課との打合せを行う。
4) 基本設計方針の策定	i 総合検討	大会開催の条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめいく考え方を総合的に検討し、その上で業務計画書、業務体制、業務工程等を立案する。
	ii 基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
5) 基本設計図書等の作成		ア 基本設計方針に基づき、監督員との協議の上、基本設計図書を作成する。 イ 仮設オーバーレイ基本設計受注者が作成した要求水準書にFOP個別事項の条件等を記載する。 ウ 概算工程表を作成する。 エ 3DCADを使ったFOP廻りの空間デザインとウォールデザインの検討用提案資料（日本語版、英語表記版）を作成する。
6) 概算費の算出		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく仮設クライミングウォール等の実施設計、設置工事、撤去復旧、大会期間中の維持管理に要する概算費用を算出する。
7) 基本設計内容の監督員への説明等		ア 基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 イ 基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。 ウ 定例会議及び打合せ等の資料作成（競技団体への提案資料を含む）・議事録の作成を行う。 エ 成果物の提出時期について、成果物個別の内容が纏まり次第、都度提出し、説明する。

	オ 中間報告時に、中間報告の成果を説明する。
--	------------------------

(2) 業務の留意事項等

設計業務着手にあたり、現地確認の上、組織委員会から提示する要求その他の諸条件、競技要件、その他の法令等を整理し、原則として以下のように設計を進める。

1) 総合

- ア 組織委員会が提示する仮設クライミングウォール等に必要な諸条件に基づき設計を進める。
- イ 既存施設を施設所有者等から借り上げて整備することから、施設所有者等の影響を最小限にする。また、原則全て大会開催後に撤去・復旧することを考慮してコストを踏まえた計画を行う。
- ウ 大会開催後の撤去・復旧に関する計画も含めて設計を行う。
- エ 競技要件、関係法令等を確認・検討の上で設計を行い、既設躯体固定等がある場合は、既設復旧の設計を行う。
- オ 仮設クライミングウォールは、国際スポーツクライミング連盟（以下、「iFSC」）が定める RULES 最新版と EVENT ORGANIZER HANDBOOK 最新版に適合したものとし、監督員と協議の上、決定すること。
- カ スピードウォールは、iFSC が定める SPEED LICENCE RULES-SPEEDWALLS 最新版に適合したものとし、iFSC が認定するスピードウォールメーカーが施工のできる設計とすること。
- キ 最新ルール等の変更に対応し、大会に不備のない仮設クライミングウォールを検討すること。
- ク FOP 回りの空間デザインとウォールデザインの検討を競技団体と行うため、競技団体への検討用提案資料（日本語版、英語表記版）を作成すること。
- ケ 仮設クライミングウォール等の設置、仮設クライミングウォール回りの動線計画については、監督員と協議の上決定し、図面に示すこと。
- コ 計時計測器、競技用具、競技用備品（ウォールに取り付けるホールドやロープ、カラビナ、ボルダーウォール用マット、目隠し幕等）については、組織委員会関係課と調整を行い、監督員と協議の上、図面に示すこと。
- サ 組織委員会が別途契約する発注者支援業務受注者及び仮設オーバーレイ基本設計受注者、エネルギー供給検討業務受注者等と調整を行い、監督員と協議の上、計画を行う。
- シ 大会開催時の運営計画等の与条件を踏まえ機能的に運用できるよう組織委員会関係課からの要望をもとに仮設クライミングウォール等基本設計図書を作成する。
- ス 仮設オーバーレイ基本設計受注者が、観客席、関係者席（コメントリーポジション、カメラポジション等）の設計を行うため、競技の見易さや競技用照明の配置等を検討の上、仮設クライミングウォール等の計画を行うこと。
- セ 持続可能性
  - a. 大会後に廃棄する材料等が増えないようにするために、できる限りレンタル品、リース品、リユース機器等を用いた設計とする。
  - b. レンタル、再利用、リサイクル等の対象を整理する。
- ソ 機能、規模、工期、周囲の環境、敷地の状況のほか、危険、災害、公害等の防止についても配慮するとともに、関係法令に準拠したものとすること。
- タ 仮設クライミングウォール等の設置、撤去・復旧の工程表の作成と、仮設計画図（重機作業計画）を作成すること。
- チ 組織委員会のパートナー企業が決定した場合には、独占的又は優先的に同社の製品等を供給する権利を有していることを理解し、確認する。
- ツ 作成する図面の形式等については別途監督員からの指示による。

2) 構造

- ア 設置場所の特性に応じて、構造検討及び法的検証等を行う。
- イ 仮設クライミングウォールは、人工クライミング構造欧州規格書（EN 12572-1, -2, -3 Artificial Climbing Structures 計 3 冊）最新版（以下、「構造規格書」）に適合したものとし、監督員と協議の上、決定すること。

- ウ 構造規格書は、発注者への提出分を含み受注者が購入するものとする。
- エ 構造規格書との整合確認を行うため、約 66 ページを日本語翻訳するものとする。
- オ 日本国内の条件の下での安全性の確認を行った上で、国内で流通があり、かつ JIS 規格（日本産業規格）等に適合した部材とする。

3) 設備

- ア 大会期間中のエネルギー消費量（電気等）について、別途発注の仮設オーバーレイ基本設計受注者にて設計を行うため、監督員と協議の上、電力消費量等の調整を行うこと。
- イ 仮設クラミングウォールに取り付ける競技用備品（計時計測器・オートビレイン等）の設置にともなう調整を行うこと。
- ウ 競技用照明計画の提案を行うこと。

4) 工程表の作成

施設所有者の制約、調達方法など組織委員会が提示する条件を踏まえ、大会終了までの競技会場の整備及び撤去・復旧の工程を検討し、工程表を作成する。

5) 概算費用の作成

中間報告時・最終報告時とも、基本設計図に併せて数量を拾い、RIBC を活用して概算費用を算出する。

見積徴収業者は 3 者以上とする。また会場特有の積算項目について費用を明確化し工事費の算出を行う。

## 6. 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、発注者より提示された適用基準等及び設計業務の進め方によって行う。
- イ 概算整備費等の検討は、監督員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 開催都市契約書、OCA 憲章および規則、開催構想並びに開催基本計画の主旨等を十分に理解し設計業務を行う。
  - ◎開催都市契約  
(<https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/HostCityContract-AG2.pdf>)
  - ◎OCA 憲章および規則  
([oca2019.pdf \(joc.or.jp\)](#))
  - ◎開催構想  
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ag/280920-20thasiangames-3.html>)
  - ◎開催基本計画  
([https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/file94\\_2.pdf](https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/file94_2.pdf))

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、打合せ終了後 2 日以内に議事録を作成し発注者に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ 定例会議（1 回/月以上適宜）：本業務受注者と発注者・監督員との会議。
- エ 現地調査時（施設管理者等との打合せ）

(3) 適用基準等

- ア 受注者は、設計業務の実施に当たっては、以下の a～d に示す基準等（以下「適用基準等」という）に基づき行うものとし、これ以外の基準等を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
  - a. 國土交通大臣官房官庁營繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。
  - ◎官庁施設の基本的性能基準
    - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・官庁施設の津波防災診断指針
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
  - ・構内舗装・排水設計基準
  - ・構内舗装・排水設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 建築設備計画基準
  - ・建築設備設計基準
  - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
  - ・公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- 公共建築工事積算基準等資料
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準・同解説
- 公共建築設備数量積算基準・同解説
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 建築設備工事設計図書作成基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
  - ・昇降機技術基準の解説

- b. 愛知県が制定した次の基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）
- ・営繕工事における耐震性強化指針
  - ・県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針
  - 人にやさしい街づくり望ましい整備指針
  - 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
  - 愛知県建築物環境配慮指針
  - 設計基準（建築設計編）
  - 公共建築工事設計書作成要領
  - 公共建築工事費積算基準
  - 愛知県あいくる材率先利用方針
  - 愛知県電子納品運用ガイドライン
  - 愛知県デジタル写真管理情報基準（案）
    - ・愛知県環境物品等調達方針
    - ・愛知県公共事業景観整備指針（案）

- c. 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会が制定した次の基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

- ④ Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティ・ガイドライン
- ⑤ 積算マニュアル
  - ・図面作成ガイドライン

d. その他

⑥ アジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という）、アジアパラリンピック委員会（以下「APC」という）、ホスト放送局、各国際競技連盟（以下「IF」という）が制定した基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

※ 本設計業務委託では、OCA、APC、ホスト放送局、IF 等への説明等を受注者が直接行うことはない。説明等にともなう資料及び調整結果等は、監督員から受注者に提示する。

- イ 受注者は、適用基準等により難い工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- ウ 受注者は、設計にかかる計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。また、電子機器によって設計にかかる計算を行う場合は、プログラムについて、あらかじめ監督員に報告しなければならない。

#### （4） 資料の貸与及び返却

既存設計図書 { ⑦ 建築・電気設備・機械設備・標準的設計図書 } の貸与及び返却是、監督員の指示による。

本件契約後に貸与する貸与品は別表1による。

別表1（貸与品リスト）

貸与図書	内容
既設設計図書	建築図（意匠図・構造図） CAD データ（配置図・平面図・断面図） PDF データ（意匠図・構造図）
共通ガイドライン Vol. 1	競技会場の施設計画に係る共通要件
積算マニュアル	—
図面作成ガイドライン	—

#### （5） 愛知県産材の利用促進

材料の選定にあたっては、「県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針」に基づき、愛知県産材の利用促進を図ること。

#### （6） 建設副産物対策

材料の選定にあたっては、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底、再生資材の利用促進）について検討し設計に反映させる。また、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき愛知県リサイクル資材評価制度で認定された材料の率先利用を図ること。

#### （7） 有害物質等の対策

関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、PCB 等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合又は、使用されている可能性がある場合、監督員と協議の上、その処理方法について計画するものとする。

## 7. 提出物・成果物等

### （1） 成果物

成果物は、会場・競技ごとに次に掲げるものを標準とし報告書としてまとめる。

- ⑦ 設計条件等の整理・報告書
- ⑧ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ議事録

⑦上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ議事録  
・敷地調査及び地質調査の要否の検討報告書

(III)設備	( i ) 電気設備	<input type="radio"/> 電気設備計画説明書 <input type="radio"/> 電気設備設計概要書 <input type="radio"/> 電灯、動力設備図 (POP 照明計画) ・ 雷保護設備図 ・ 受変電設備図 ・ 電力貯蔵設備図 ・ 発電設備図 ・ 通信・情報設備図 ・ 放送設備図 ・ 火災報知設備図 ・ 中央監視制御設備図 ・ 構内線路図 ・ 概算費(RIBC、積算根拠図、数量調書含む) ・ ( )	<input type="radio"/>	(R, R/0) (D, D/0) (D, D/0)
	( ii ) 給排水衛生設備	・ 給排水衛生設備計画説明書 ・ 給排水衛生設備設計概要書 ・ 概算費(RIBC、積算根拠図含む) ・ ( )	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	(R, R/0) (D, D/0) (R, R/0) ( )
	( iii ) 空調換気設備	・ 空調換気設備計画説明書 ・ 空調換気設備設計概要書 ・ 概算費(RIBC、積算根拠図、数量調書含む) ・ ( )	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	(R, R/0) (D, D/0) (R, R/0) ( )
	( iv ) 消火設備	・ 消火設備計画説明書 ・ 消火設備設計概要書 ・ 概算費(RIBC、積算根拠図、数量調書含む) ・ ( )	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	(R, R/0) (D, D/0) (R, R/0) ( )
	( v ) ガス設備	・ ガス設備計画説明書 ・ ガス設備設計概要書 ・ 概算費(RIBC、積算根拠図、数量調書含む) ・ ( )	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	(R, R/0) (D, D/0) (R, R/0) ( )

#### 注意事項

- (注1) 上記のうち・に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。
- (注2) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。
- (注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダにCADデータ(sfc形式)を格納し、適用「D/0」は「DRAWING/ORG」フォルダにCADデータ(オリジナル形式)を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダにPDFデータを格納し、適用「R/0」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。適用「-」は適用外とする。また、PDFデータは、監督員と協議の上、XDWデータとすることができるものとする。
- (注4) 「総合」には、設計内容の説明等に用いる資料等(簡易な透視図、技術資料等)の作成を含むものとする。
- (注5) 「計画説明」には、計画与条件の整理、敷地利用計画の整理、競技要件の整理、施設概要、配置・動線計画、工事概要及び関係法令の整理に関する記載を含む。
- (注6) 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- (注7) 「標準様式」は、組織委員会が提供する。
- (注8) オーバーレイブックは、仮設オーバーレイ基本設計に含めて作成する。

(2) 成果物の納入場所及び部数

納入場所：会場整備課

部 数：紙媒体（A3版二つ折りに製本）5部、その他検討資料1部、電子納品用媒体（CD-R等）2部

ウォールデザイン提案時（2024年3月頃）

ア 基本設計図面一式（日本語版、英語表記版）

イ 3DCADを使ったFOP廻りの空間デザインとウォールデザインの検討用提案資料（日本語版、英語表記版）

中間報告時（2024年3月頃）

ア ウォールデザイン提案時の成果品一式

イ 工程表、仮設計画図（重機作業計画）、工事区分表

ウ 概算費（RIBC、数量調書、積算根拠図含む）

業務完了時（2024年11月）

ア 成果品リスト、成果物一式

(3) 成果物の扱いについて

成果物については、大会の円滑な執行を目的に、関係者（コンサルタント業者や当該施設に係る工事の請負者等）に貸与し、当該大会における業務に使用することがある。

(4) 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて成果物の修補を行うものとする。

## 8. 電子納品について

(1) 電子納品の対象とする成果物の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。

(2) 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

(3) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議の上、発注者の指示に従うこと。

## 9. その他

(1) 受注者は、監督員から指示のない限り、工事完了後3年間、設計及び積算の資料等を保存する。

(2) 妨害又は、不当要求に対する届け出義務

ア 受注者は、業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものという）を受けた場合は、監督員に報告し、警察への被害届を提出しなければならない。

イ 受注者が前述に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進

ア 受注者は、業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び名古屋市障害のある人もない人もともに生きるためにの障害差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定）以下「対応要領」という）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

上記で規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

イ 前述に定めるもののほか、受注者は、業務を履行するに当たり、業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう）に則り、障害者に対して適切な対応

を行うように努めなければならない。  
ウ ア、イの規定は、再委託を受けた事業者について、準用する。

### III 用語の定義

用語	定義
仮設オーバーレイ	既存会場・新設会場に追加される、又は完全に仮設の競技会場で実施される大会に必要な仮設物等（仮設観客席、仮設建築物、付属する設備等）及び既設建築物の内外部改修をいう。
オーバーレイブック	各競技会場について各ステークホルダー別に領域、動線を色分けして示した図面等。 既存建物及び仮設オーバーレイに必要な仮設物等の配置等も記載した配置図、平面図、他サイトラインを検証する主要断面図も含む設計図書。
ロックプラン	オーバーレイロックプラン 大会運営計画において主要な機能を配置した会場図面（オーバーレイブックの原型）
諸室表	VAAM (Venue Area Allocation Matrix) 会場ごとの大会開催時に必要な機能、規格、区域の配置を整理した諸室の一覧表。
OCA	Olympic Council of Asia の略称。 アジア・オリンピック評議会
APC	Asian Paralympic Committee の略称。 アジアパラリンピック委員会
IF	International (Sports) Federation の略称。 各国際競技連盟
AF	Asian Federation の略称。 各国際競技連盟
NF	National Federation の略称。 国内競技連盟
PF	Prefectural Federation or Regional Federation の略称。 都道府県（地域）競技連盟
FOP	Field Of Play の略称。 競技エリア

